

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

狭山市告示第272号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成18年1月1日より施行する。

平成17年11月30日

狭山市長 仲川 幸成

- 1 中間検査を行う区域
狭山市全域
- 2 中間検査を行う期間
この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から3年間
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
一の建築物における新築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途及び規模のものとする。
 - イ 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅又は共同住宅で、地階を除く階数が3以上のもの（住宅又は共同住宅で、住宅又は共同住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）
 - ロ 主要構造部を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの構造を併用するものを含む。）としたもので、地階を除く階数が5以上のもの
- 4 指定する特定工程
次のとおりとする。
 - イ 前号イに掲げるものにあつては、屋根工事
 - ロ 前号ロに掲げるものにあつては、基礎の配筋工事
- 5 指定する特定工程後の工程
次のとおりとする。
 - イ 第3号イに掲げるものにあつては、壁の外装工事及び内装工事（ただし、工事の施工上やむを得ない部位の工事を除く。）
 - ロ 第3号ロに掲げるものにあつては、基礎コンクリートの打設工事
- 6 適用の除外
法第18条又は第85条の適用を受ける建築物及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。
- 7 対象となる建築物
施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物

8 経過措置

平成15年1月1日から施行日の前日までに法第6条第1項により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、平成14年狭山市告示第204号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）による中間検査の対象となるものであり、かつ、中間検査を受けていないもの（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物を除く。）については、なお従前の例による。